

## 児童館ガイドライン

### 1 児童館の目的と機能・役割

#### (1) 目的

児童館は、地域の18歳未満のすべての子どもを対象にして、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする児童福祉施設である。

#### (2) 機能・役割

##### ① 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊びを通して子どもの発達の増進を図る。

##### ② 日常の生活の支援

地域において、子どもの居場所・遊びの拠点となり、そのことを通して子どもの活動状況を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境調整を図ることにより子どもの安定した日常の生活を支援する。

##### ③ 子育て家庭の支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、共同で子育てをする場づくりを促進するとともに、地域における子育て家庭を支援する。

##### ④ 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもの心身の状態や変化に気づく関係を構築し、子どもが抱える可能性のある問題を発生予防・早期発見し、専門機関と適切に連携して解決を支援する。

##### ⑤ 地域組織活動の育成

母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ると共に、地域の子育てに関する施設や人のネットワーク化を構築し、地域児童の健全育成に関する総合的な拠点としての役割を担う。

### 2 児童館の活動内容

#### (1) 遊びを通した子どもの育成

① 子どもにとって、遊びは生活の中の重要な要素であり、その遊びにより肉体的・精神的なバランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会適応能力を増進させることが求められる。

② 児童厚生員が子どもに、積極的に関わることにより、その異年齢集団の発生を促し、子ども同士が協力して一つのことに取り組めるよう援助する。

#### (2) 子どもの居場所の提供

① 児童館は、子どもの安心・安全と情緒の安定が図られる居場所となることが大切である。

② 子どもの自発的・主体的な活動が尊重され、自由な時間と場所が提供され、児童

厚生員は必要に応じて援助することが求められる。

### (3) 保護者の子育ての支援

- ① 子育て中の親子が集う場を提供し、子どもも保護者も自由に交流できるよう、その活動に配慮をする。
- ② 児童館の様々な活動を通して、子どもの保護者と協力し、子どもの発達について一緒に考えていくことが大切である。その過程で、保護者に不安や問題がある場合は、関係機関と協力して継続的に支援していく関係づくりを大切にする。
- ③ 児童館において、子どもの発達や困難について、他者と相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援することが求められる。
- ④ 地域住民や N P O 、関係機関と連携を図り、共催事業を行うなど、子育てに関するコミュニティワークの展開をすることにより、子育てをしやすい環境づくりに努めることが大切である。

### (4) 子どもの意見や考えが述べられる場の提供

- ① 児童館の事業や地域の行事について、子どもが集い、それぞれの意見や考えが自由に述べられる場を設ける。
- ② 子どもの話し合いの場は、計画的に設けられ、年長児童がリーダーとなり、自分たちが中心となって創り上げる活動等の企画・運営ができるよう、児童厚生員は必要に応じて援助する。
- ③ 子どもの視点や意見を、児童館の運営や地域に発信できるよう継続的に支援をし、子どもの自発的活動が促進されるようにする。

### (5) 地域の人々に支えられた健全育成の推進

- ① 積極的に児童館の活動内容を広報したり、地域の様々な子どもの活動に協力するなどして、児童館活動に関する理解や協力が得られるようにする。
- ② 児童館は、地域の児童の健全育成を推進する福祉施設として、地域の人々や団体等の理解と協力を得ながら、地域に開かれた子どもと子育ての支援拠点としてその機能が發揮されることが大切である。

### (6) ボランティアの育成と活動内容

- ① 人材育成・組織化  
児童館を利用する子どもが、リーダーとして他者と積極的にかかわりながら組織化が図られるよう支援し、児童館や地域の中で積極的に活動できるよう、その人材を育成する。
- ② 児童館活動でのボランティアの活用  
児童館において育成したボランティアが、活動できるようなプログラムを企画するなど、大人になっても児童館とのつながりが保てるようにする。

### (7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館における放課後児童クラブの位置づけ  
放課後児童健全育成事業の条件を整えて、児童館の中で放課後児童クラブを運営する場合には、児童館のもつ機能を活用し、放課後児童クラブの活動を支える。
- ② 近隣放課後児童クラブと児童館との関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加きるよう連携したり、共同で活動したりするなど、地域での子どもの活動を支援する。

#### (8) 配慮を必要とする子どもへの対応

- ① 障害のあるなしにかかわらず、子どもが共に協力し合いながら活動を進めていくように、職員はその活動内容や環境について、可能な限り配慮をすることが大切である。
- ② 学校への不適応、家庭内あるいは、友人関係に問題等を抱える児童については、その児童の状況把握に努めると共に、学校や家庭等とも連絡をとりながら、適切な支援をしていくことが大切である。また、そうした児童にとって、児童館が安心できる居場所となるように、職員は配慮をすることが大切である。
- ③ 子どもの言動・表情などから児童虐待が疑われる場合には、速やかに市町村に通告を行い、その後の対応について協議することが大切である。
- ④ 思春期の児童を対象とした活動は、その発達特性を十分に理解し、自主性と社会性をはぐくむことを尊重し、その自発的活動を支援することが大切である。

### 3 児童館と家庭・学校・地域との連携

#### (1) 家庭との連携・支援

- ① 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもについては、家庭や学校、子どもの発達支援にかかる関係機関などと協力して、継続的な援助を行うこと。
- ② 子どもが児童館を長時間利用する際は、家庭と連絡をとり、子どもの遊びの他に生活全般について援助すること。

#### (2) 学校との連携・協力

- ① 児童館と学校の行事等について、情報交換ができる機会を設けることや子どもの活動の様子について、必要に応じ、学校へ情報提供すること。
- ② 子どもの健康管理上の問題等が発生した場合は、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応がとれるように、その連絡体制を整えておくこと。

#### (3) 地域との連携・協力

- ① 児童館には地域に根ざした、あるいは開かれた施設運営が求められている。地域の人々が、大人も子どもも児童館に集い、共に子どもを育していく場であることを理解し、意識化が図られるよう働きかけていくこと。
- ② 児童館職員は、地域の子ども理解とともに、積極的に地域の人材・施設等とかかわりをもち、その連携・協力体制を整えていくこと。
- ③ 児童館を利用する子どもに対して、児童虐待等により支援が必要とされる場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められることから、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力体制を整えておくこと。

## 4 児童館の職員

### (1) 館長の職務

- 児童館には館長を置き、主な職務は、以下のとおりである。
- ① 児童館の運営を統括する。
  - ② 児童厚生員が児童館活動を円滑に遂行できるように指導する。
  - ③ 子育てに関する地域における人材や施設等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
  - ④ 児童厚生員と協力して苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
  - ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要に応じ関係機関と連携してその問題解決に協力・支援する。

### (2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりである。

- ① 子どもと地域の実態を把握する。
- ② 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した諸活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③ 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④ 地域の子どもに関する活動や、子育て支援の取り組みと協力して、地域における子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤ 児童虐待防止の観点から、早期発見に努め、その対応・支援については、市町村や児童相談所に協力する。
- ⑥ 子どもの活動の観察から、配慮が必要な児童について、個別の記録をとり、継続的な援助ができるようにする。

### (3) 児童館の職場倫理

- ① 職員は仕事を進める上での倫理を自覚し、自らを律し、指導内容の向上に努めなければならない。
- ② 職員に求められる倫理規範を明文化し、職員全員が日々尊重し履行することが大切である。
- ③ 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関するここと。
  - イ 体罰等、子どもに身体等・精神的苦痛を与える行為の禁止に関するここと。
  - ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関するここと。
  - エ 保護者、地域住民との対応、信頼関係の構築に関するここと。

### (4) 児童館職員の研修

- ① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- ② 事業の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施することにより、児童館職員の資質向上を図るよう努めなければならない。
- ③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設けるとともに、職員の経験に応じた研修にも配慮をすること。

## 5 児童館の運営

### (1) 設備

- 児童館において、必要な活動を実施するために、以下のような設備を備えること。
- ① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。
  - ② 乳幼児や障害のある児童の利用にあたって、その安全に配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備しておくことが大切である。
  - ③ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さと備品等を備えること。
  - ④ その他、児童の年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。

### (2) 運営主体

- ① 児童館の運営は、安定した財政基盤と運営体制を有し、さらに子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有し、継続的・安定的に運営できること。
- ② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

### (3) 運営管理

- ① 開館時間
  - ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
  - イ 学校や地域のニーズに合わせて柔軟に運営するとともに、不規則な休館日や開館時間を設定することができるようにすること。

#### ② 利用児童の把握・保護者との連絡

- ア 児童館を利用する児童について、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握すること。
- イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

#### ③ 運営委員会等の設置

児童館活動の充実を図るため、子どもや保護者の代表、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等で構成する運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

#### ④ 運営管理規程の作成

児童館の運営管理の責任者を定め、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定めること。

#### ⑤ 安全対策・緊急時対応

- ア 事故やケガの防止と対応
  - 児童の事故やケガの防止の観点から、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。
- イ 衛生管理
  - 感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設設備の衛生管理を徹底することが必要で、子どもの感染防止のために臨時の休館がやむをえないと判断される場合は、市区町村や学校と協議の上で実施すること。

## ⑥ 防災・防犯対策

### ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、児童厚生員間並びに関係機関の安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めること。

### イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消防設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備し、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

### ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保をする方法についての指導、児童館への来館、帰宅時の安全対策や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

## ⑦ 要望、苦情への対応

### ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情の対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。

### イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築すること。

## ⑧ 児童館における子どもの権利擁護、法令遵守

児童館を運営する際には、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報等について、法令を遵守すること。

## ⑨ 児童館の職員体制と勤務環境の整備

### ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、子どもへの適切な個別援助等が必要であり、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

### イ 児童館には、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常に児童厚生員の連携体制に配慮すること。

### ウ 職員の勤務時間については、開所時間の前後に子どもの活動に必要な準備時間を設けることを考慮して設定されることが望ましい。

### エ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況や意向を把握し、健康・安全に勤務できるよう、その環境の整備に留意すること。

## ⑩ 活動状況の広報等

### ア 児童館だよりなどの活用により、自治会や子ども会等の地域組織に児童館での活動や行事等を、情報提供するとともに結果についても知らせることが大切である。

### イ 児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を構築すること。